

いまだから知っておきたい、 2020年改正個人情報保護法

—2022年4月1日全面施行—

近年、デジタル社会と言われる中、個人情報に関する取り扱いは複雑化し、個人情報保護法に即した対応が必要とされる場面は多くなるとともに、個人情報保護法の重要な改正が相次いでいます。

2022年4月1日、個人情報保護法のうち、①「いわゆる3年ごと見直し」にかかる2020年(令和2年)改正法が全面施行され、②デジタル社会の形成に関する施策を実施するための2021年(令和3年)改正法の一部も施行されることとなりました。

本特集では、まずは2020年(令和2年)改正を中心に、基本的な事項の理解を深めるための一助とするものとして、当該分野に精通している会員を含む皆様に執筆いただきました。弁護士として知っておくべき重要な内容であり、有益に活用いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子

CONTENTS

総論：弁護士にとって他人事ではなくなった個人情報保護法	4頁
各論1：保護の対象となる情報	7頁
各論2：強化された本人の権利	9頁
各論3：個人情報取扱事業者の新たな義務	12頁
各論4：新たな利用形態	14頁
各論5：越境移転(国外への個人データの提供)等	17頁

【凡例(2021年12月10日時点)】

- *本稿は、2022年4月1日施行予定の条番号によるものとします(2020年改正法の条番号とは一部異なるためご注意ください)。最新の情報を随時ご確認ください。
- *2020年改正により変更される個人情報保護法の条番号を「旧法」、2022年4月1日施行予定の改正(2020年改正及び2021年の一部改正)による同法の条番号(変更を生じない条項を含む)を「法」と略して用いることとします。
- *「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」は、「平成28年11月(令和3年10月一部改正)版」を指します。

総論

弁護士にとって他人事ではなくなった個人情報保護法

人権擁護委員会委員
情報問題部会会長 清水 勉(40期)



どの制度が適用される場面か

現在、我が国の個人情報保護制度は、民間を規制対象とする個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)、国の行政機関を規制対象とする行政機関の保有する個人情報の保護に関する

法律(以下「行政機関個人情報保護法」という)、独立行政法人を規制対象とする独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独立行政法人等個人情報保護法」という)のほか、都道府県、市町村それぞれが制定している個人情報保護条例がある(個人番号法(マイナンバー法)は個人番号

業務に特化した個人情報保護法を内包している)。

どの法律、条例も個人情報を取り扱う主体が保護と利用のバランスを考えて個人情報(個人情報保護法では「個人情報」と「個人データ」の扱いを異にしているが、本稿では分けて説明する必要がないので個人データも含める)を収集・保有・利用・廃棄する過程を規制しているという点で共通しているが、定義や規制のあり方は一様ではないから、弁護士業務で個人情報保護に関する相談を受けた時には、問題になる場面に応じて、だれが収集・保有・利用・廃棄の責任主体になっている個人情報であるかを判別して適用される法律、条例を確認した上で問題を考える必要がある。例えば、特定の自治体が保有している個人情報についてであれば、その自治体の個人情報保護条例が適用され、個人情報保護法は適用されない。特定の自治体の議会事務局が保有している個人情報については条例で「議会」が実施機関になっているか、なっていないか独自の条例を制定しているかを確認する必要がある。

2020年改正(2022年4月1日全面施行)

今回の特集では2020年に改正された個人情報保護法を取り上げる。翌21年にも改正がなされているが、改正の内容は行政機関個人情報保護法との一体化が主な目的になっていることから、今回は民間への影響が大きい2020年改正に限って解説することにした。

「5,000人分」という分岐点

2003年に行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法が揃って制定されたとき、弁護士が最も関心を抱いたのは、弁護士が個人情報保護法の適用を受ける「個人情報取扱事業者」になるかどうかという点だった。国会審議では大論争となり、結局は、持っている個人情報の人数が5,000人分を超えなければ適用対象外とするという結論で落ち着いた(2015年改正前の個人情報の保護に関する法律施行令2条参照)。そこでも

「弁護士名簿を持っていたらダメか」「電話帳を持っていたらダメか」という議論がなされた(が、国会答弁ではどちらもセーフ、5,000人分には含まない)。大規模事務所はこのときから「個人情報取扱事業者」になっていた。

弁護士が適用対象になった

2015年改正(2017年5月30日全面施行)ではこの例外規定がなくなり、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」(私人)はだれもが「個人情報取扱事業者」になった。すべての弁護士が適用対象となったと考えていいだろう。このときの法改正には弁護士業界から反対の声は特になかった。

弁護士業務では個人情報を扱わないという状況はまずあり得ない。その情報をパソコンで管理していない状況もほとんどなくなった。2003年から14年経ち、情報環境の著しい変化、個人情報保護に対する社会的国際的関心の著しい高まりからすれば、弁護士業務が個人情報保護法の規制対象になるのはやむを得ないというより、当然だろう。

それから3年、2020年の3年後見直しで重要な改正があり、事務所での個人情報の取扱いに一層の配慮が必要になった。それだけではない。事務所で管理している個人情報の取扱いだけでなく、依頼者との相談のなかに個人情報の取扱い(収集・保有・利用・廃棄)に関する問題が含まれていることがままある。相談の主題ではないからと軽く考えて、漠然とした感覚だけで答えると不正確な答えになったりして、依頼者が予想しなかった責任を問われることになりかねない。弁護過誤には当たらないとしても、知っていれば回避できた事態は回避できた方がいい。

変化し続ける個人情報保護制度

日常的に世界中のだれもがパソコンやスマホなどの情報ツールを使って国境を越えて情報のやり取りをしている今日の状況は、今後より一層、当たり前となり、緊密になっていく。だから、個人情報保護制

度は日本国内の事情だけで作れるものではないし、作るべきものでもなし、何十年単位で固定的に規定することもできない。国内で法律や、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「ガイドライン（通則編）」という）を作るときでも、世界の現状と今後の変化を見据えて、時宜に応じて変えていくべきものになっている。これは個人情報保護制度の宿命だ。いま、表現の自由（知る権利）と自己決定権を重視するアメリカ、治安の強化と利便性を重視する中国、個人の尊厳を重視するEUでは、個人情報保護制度の考え方も制度の内容もかなり異なる。今後、どの国（だれ）が主導権を握るようになるのかわからない。そのとき日本がどうなるのか、そこでの人々の暮らし、プライバシーがどうなっているのかもわからない。

現在の日本の個人情報保護法はEU型を基本としている。個人情報保護法1条に「個人情報の保護」と明記し、個人情報の保護と利用のバランス状況を実効的に確保するための監督機関として個人情報保護委員会を設けて、本人が権利行使するまでもなく、同委員会において個人情報保護制度の運用について監督する制度設計になっていることに現れている。ただ、個人情報保護委員会は民間を監督の対象とし

ているだけで、2020年改正ではまだ行政機関は監督の対象になっていない（2021年改正でやっと行政機関に対しても一定の権限を持つようになったが、監督権限といえるものにはなっていない）。

あるべき個人情報保護、プライバシー保護は、だれもが巻き込まれる世界規模で流動的な問題だ。だれもがどうなっているかを知り、どうあるべきかを考え、修正提案し、守り続けるべきテーマなのだ。

特集で取り上げる内容

本特集では、2020年改正のうち、(1)保護の対象となる情報では、変化し続けている「個人情報」の定義内容について、(2)強化された本人の権利では、開示請求権の権利性の明確化、利用停止・消去請求権の要件緩和、短期保存データも開示・利用停止請求対象、オプトアウト規定の強化について、(3)個人情報取扱事業者の新たな義務では、漏えい等報告・本人通知の義務、違法不当に取得した情報の利用禁止について、(4)新たな利用形態では、「仮名加工情報」「個人関連情報」について、(5)越境移転（国外への個人データの提供）では、提供元となる者の義務について、解説する。

column コラム①

犯罪人名簿

犯罪人名簿には個人識別情報と罪名・刑期・裁判確定日・裁判所名・未決勾留期間が書かれているから、秘匿性はかなり高い。市区町村がこのような名簿を保管していることを知っている弁護士は多いだろう。では、1947年の地方自治法の改正で市区町村の機能から犯罪人名簿の保管が除外され、法的根拠がなくなったことを知っている弁護士はどれくらいいるだろうか。選挙管理委員会が選挙資格の調査をするために必要なのはわかるが、だから法律はいらぬのでは済まないと思う。

1971年、京都弁護士会が京都市に対して住民の前科犯罪歴を照会したら、京都市がこれに回答した。前科前歴を回答されてしまった人は京都市を被告とする国賠訴訟を起こした。一審・京都地裁は敗訴、二審・大阪高裁は逆転勝訴、最高裁は上告棄却。ただ、環昌一裁判官の反対意見には考えさせられるものがある。犯罪人名簿の照会の適否は、裁判所、裁判官の判断が分かれる問題になっていた。

問題があることがわかっていながら、自治省・総務省の通達で市区町村に面倒な管理を押し付けている現状は問題ではないか。

文責：清水 勉（人権擁護委員会委員 情報問題部会部会長）

各論 1

保護の対象となる情報

人権擁護委員会副委員長
情報問題部会 出口 かおり (64期)

個人情報保護法（以下「法」という）において、①「個人情報」②「個人識別符号」③「要配慮個人情報」④「個人情報データベース等」⑤「保有個人データ」⑥「匿名加工情報」などの用語の定義が規定されている。

①「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）及び②「個人識別符号」が含まれるものをいう（法2条1項）。この「個人情報」に該当する情報を扱う場合に、個人情報保護法が適用されることになる。2015年改正が全面施行された2017年5月30日からは、小規模事業者にも適用されており、弁護士も例外ではない。

②「個人識別符号」は、パーソナルデータの活用を検討するに当たり、どのような情報が特定の個人を識別できる個人情報に該当するかが明確でなかったことから、これを明確化するために2015年改正で新たに規定されたものである。法2条2項のほか、施行令及び施行規則で限定列挙されている*1。例えば、個人に割り当てられた番号について、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、マイナンバーなどがあり、個人の身体的特徴を変換したもので当該個人を識別できる符号について、DNAデータ、指紋・掌紋、目の虹彩データなどが「個人識別符号」にあたる。

③「要配慮個人情報」は、個人情報のうち、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」（法2条3項）であり、情報内容に着目した区分である。「要配慮個人情報」に該当する個人情報は、(i)取得する際は原則として本人の同意を得なければならない（法20条2項）、(ii)いわゆるオプトアウトによる第三者提供が認められていない（法27条2項但書）*2。

④「個人情報データベース等」は、個人情報の管理状態に着目した区分であり、特定の個人情報をコンピュータで検索できるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物を指す（法16条1項）。そして個人情報データベース等を構成する個人情報を「個人データ」という（同条3項）*3。

コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する*4。例えば、電子メールソフトに保存されたアドレス帳や、受け取った名刺を五十音順に整理しインデックスを付けてファイルしている場合が該当するだろう。他方、市販の電話帳や住宅地図、職員録、カーナビ等は利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない

*1：西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（2020年、商事法務）49頁参照。

*2：同上78頁参照。

*3：個人データを紙に出力してもなお「個人データ」にあたる。ガイドライン（通則編）2-6参照。

*4：ガイドライン（通則編）2-4参照。

ため、個人情報データベース等に該当しないとされる*5。

⑤「保有個人データ」は、個人データのうち、個人情報取扱事業者（法16条2項）が、開示、訂正、削除等の権限を有するものをいう（法16条4項）。2020年改正前は、旧法2条7項で「一年以内の政令で定める期間以内に消去する」情報（旧施行令5条により6月以内とされた）が除外されていたため、個人情報取扱事業者は、6月以内に消去することとなる個人データについて、開示・訂正・削除等に応じる義務がなかった。しかし2020年改正によりこのような除外がなくなり、短期間の保有であっても開示等に応じる義務を負うこととなった。

⑥「匿名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部又は個人識別符号の全部を削除ないし置き換えることにより、特定個人を識別できないよう個人情報を加工した情報であり、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう（法2条6項）。個人情報の利活用のために設けられた規定であるが、匿名加工情報を作成するためには、事業者において、加工前の個人情報を通常の方法により特定できない状態にまで加工を行う必要があり、このような加工を行ってもデータとしての有用性を一定の水準以上に保つためには、相当程度に高度な技術が必要であり*6、匿名加工情報の活用がそれほど進んでいなかった。そこで、イノベーションを促進する観点から、2020年改正により氏名等を削除した「仮名加工情報」が新たに設けられた。

「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部又は個人識別符号の全部を削除ないし置き換えることにより、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を加工し

て得られた個人に関する情報をいう（法2条5項）。匿名加工情報と異なり、仮名加工情報は、元データ等と照合すると特定の個人を識別できるため個人情報にあたることが原則と考えられるが、仮名加工情報だけを委託等により取得した場合は、取得した側に元データ等がなければ、個人情報にあたらない仮名加工情報となることも考えられる*7。仮名加工情報については、通常の個人情報と異なり、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務が緩和される。

以上のほか、2020年改正では、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」を「個人関連情報」と規定し（法2条7項）、このような情報の第三者提供が規制されることとなった。これは、2019年に発覚したリクナビ事件の影響を受けて行われたものである*8。リクナビ事件とは、就職情報サイト「リクナビ」を運営する株式会社リクルートキャリアが、就活生の内定辞退率を予測したデータを、本人（就活生）に十分な説明をすることなく企業に販売していたことが法20条に違反するとして、個人情報保護委員会が勧告及び指導を行った事案である。リクルートキャリア側では特定の個人を識別しない方式で内定辞退率を算出していたが、この情報の提供を受けた企業側は特定の個人を識別できる状態にあり、リクルートキャリアはそのことを知りながら、本人の同意を得ることなく、企業にデータを提供していたという、脱法的なスキームであった。

個人関連情報に該当する例として挙げられているものとして、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie情報がある。

*5：ガイドライン（通則編）2-4参照。

*6：第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編『令和2年改正 個人情報保護法の実務対応―Q&Aと事例―』（2021年、新日本法規）77頁参照。

*7：同上84頁参照。

*8：同上51頁参照。

強化された本人の権利

人権擁護委員会委員
情報問題部会 伊藤 麗緒 (68期)



2020年改正法は、個人情報の利用形態を広げる一方で、開示等の請求権やオプトアウトに関する規定を見直し、個人の権利を保護する仕組みを強化している。

1 開示請求権の権利性の明確化

(1) 開示方法の請求

開示請求権は、2017年改正法（現行法）により、裁判上も求めることのできる権利であることが明確化された（旧法28条1項）。他方で2017年改正法は、保有個人データを開示する方法について、「書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）」と指定し（旧法28条2項、旧施行令9条）、本人による開示方法の指定を認めていなかった。

2020年改正法は、「本人は…電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる」と規定し（法33条1項）、本人に開示方法の選択権を認めた。ただし、事業者の負担軽減等の観点から、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難な場合には、書面の交付による方法が容認されており（同条2項本文かつこ書）、この場合、個人情報取扱事業者は、本人に対して遅滞なくその旨を通知した上で（同条3項）、その理由を説明するよう努めなければならない（法36条）。

(2) 第三者提供記録の開示請求

2020年改正法の施行により、個人情報取扱事業者による記録義務の対象となる第三者提供記録（法

29条1項、30条3項）は、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除き、開示請求の対象となる（法33条5項）。現行法も、第三者提供記録の開示請求を禁止している訳ではない。しかし、本人は、当該本人が識別される保有個人データについて開示請求をすることができる¹とされており、開示請求が認められるためには、第三者提供記録が保有個人データに該当する必要がある。2020年改正法は、この要件を見直し、第三者提供記録それ自体に対する開示請求権の行使可能の幅を広げている。

なお、第三者提供記録を契約書等の代替措置により記録している場合、個人情報取扱事業者は、契約書そのものを開示する必要はない^{*1}。

2 利用停止・消去請求権の要件緩和

現行法は、利用停止及び消去（以下「利用停止等」という）の請求根拠を「当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるとき」と規定し（旧法30条1項）、第三者提供の停止の請求根拠を「当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているとき」と規定している（旧法30条3項）。

これに対し、2020年改正法は、利用停止等の請求根拠に不適正な利用（法19条違反）を新たに追加し（法35条1項）、さらに、利用停止等及び第三者提供の停止の請求根拠として、①当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者

*1：ガイドライン（通則編）129ページ参照。

が利用する必要がなくなった場合、②個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合、③その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合を新たに追加している（同条5項）。

この改正のポイントの一つとして、個人情報保護法違反がない場合であっても、法35条5項の要件を満たす場合には、原則として、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならないことが挙げられる。個人情報取扱事業者は、個人情報の管理や利用について、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報保護法違反の有無だけでなく、広い視野をもって対応を検討する必要があると考える。

なお、法35条5項に基づく請求が認められる場合、個人情報取扱事業者は、原則として、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならないが（法35条6項）、本人の請求に応じるのが困難な場合（多額の費用を要する場合など）には、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとることが許容される（同項ただし書）。

3 短期保存データも 開示・利用停止請求対象

開示や利用停止等又は第三者提供の停止の対象となるのは、当該本人が識別される保有個人データである。そして現行法は、6月以内に消去することとなるもの（以下「短期保存データ」という）を、保有個人データの定義から除外している（旧法2条7項、旧施行令5条）。これは、短期間で消去される個人データを対象とする請求について、請求に対応するコストを個人情報取扱事業者に負担させることの不利益が、本人に開示等を請求する権利を認める

ことの利益を上回ると考えられたためである*2。

しかし、情報化社会の進展により、短期保存データであっても、消去までに漏えい等が発生すれば、当該個人データが瞬時に拡散するリスクを無視することができない。また、個人の請求時において、短期保存データがすでに消去されていれば、当該請求に応じる必要もなく、請求に対応するコストもほとんど発生しない。このように、個人情報取扱事業者が被る不利益が、個人が享受する利益を上回るとはいえないと考えられるようになり、短期保存データが保有個人データの対象に含まれる改正が行われた。

なお、これまで短期間で消去していた個人データを開示等の請求に応じるためだけに保存し続ける必要はなく、個人データを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく消去するよう努めることが求められる（法22条）。

4 オプトアウト規定の強化

個人情報保護法には、個人データの第三者提供への事前の本人同意（オプトイン）の例外として、オプトアウト規定がある（法27条2項）。オプトアウトとは、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合に、届出対象事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においた上で、個人情報保護委員会に届け出たときは、本人の同意なく、当該個人データを第三者に提供することを可能とする方式である。

(1) 個人データの限定

現行法は、要配慮個人情報について、オプトアウトによる第三者提供を禁止する。さらに2020年改正法は、偽りその他不正の手段により取得されたもの（法20条1項）及び他の個人情報取扱事業者からオプトアウトにより提供を受けたもの（その全部

*2：個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（令和元年12月13日）10ページ参照。

又は一部を複製し、又は加工したものを含む)についても、オプトアウトによる第三者提供を禁止している(法27条2項柱書ただし書)。なお、改正法の施行前にオプトアウトによって取得された個人データを、改正法の施行後にオプトアウトによって提供することも禁止されるので*3、施行前から保有する個人データについても、オプトアウトによって取得した個人データをあらかじめ把握しておくことが必要である。

(2) 届出対象事項の追加

現行法は、事前の届出対象事項として、第三者への提供を利用目的とすること、第三者に提供され

る個人データの項目、第三者への提供の方法、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、本人の求めを受け付ける方法を列挙している(法27条2項2号、3号、5号、6号、7号)。

2020年改正法は、①オプトアウト届出事業者の氏名又は名称、住所及び法人等の場合には代表者の氏名、②第三者に提供される個人データの取得の方法、③その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項についても、本人への通知等及び個人情報保護委員会への届出の対象事項に追加している(法27条2項1号、4号、8号)。

*3:「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A(令和3年9月10日更新)50ページ(Q7-31)参照。

column コラム②

弁護士名簿と坂本弁護士一家“拉致”事件

かつては弁護士は依頼者が事務所に来るのを待っているべきであって、積極的に自分の宣伝などもってのほかと言われていたが、いまや、「私たちの事務所ではこんな仕事を得意としてやっていますよ」「こんな有名事件を手がけました」とネット上で宣伝するのは当たり前になっている。

様変わりしたのは弁護士業務の宣伝だけではない。弁護士名簿のあり方も様変わりした。そのことを知らない弁護士もいると思うので、ちょっと解説する。

いまから30年くらい前の弁護士名簿には、事務所の住所と電話番号、ファックス番号のほかに自宅の住所や電話番号も掲載されていた。自宅兼事務所の弁護士が自宅住所を掲載するのはありだとしても、自宅とは別に事務所を構えている弁護士の自宅住所も掲載する必要があるだろうか。私は違和感を感じていた。霞ヶ関の役人の名簿にも自宅住所が書かれていて部外者が入手することができた。

先輩弁護士からは、自宅で相談に乗ることがあるから自宅住所も必要なのだと言われたが、そうだろうか。個別に教えればいいだけではないか。私の疑問は解消しなかった。

その後、弁護士名簿に自宅住所を掲載することの是非は日弁連で議論となったようだ。数年のうちに、自宅住所の掲載を希望しない弁護士については掲載しないという選択制に変わった。それから年を追うごとに自宅住所の掲載を希望しない弁護士が増えて行き、どこかの時点から日弁連の弁護士名簿には自宅兼事務所を除いて自宅住所が掲載されなくなった。

いま思い返してみると、私がこの問題意識を持つようになったのは、1989年11月に、坂本堤弁護士、妻の都子さん、まだ1歳だった龍彦君の3人が自宅に侵入した何者かに拉致され行方知れずになったという拉致事件が起こったこと(実際には当日、その場で殺害されていた)がきっかけだったような気がする。日弁連の方針変更のきっかけも同じだったかもしれない。

文責:清水 勉(人権擁護委員会委員 情報問題部会部会長)

個人情報取扱事業者の新たな義務

人権擁護委員会委員
情報問題部会部会長 清水 勉 (40期)



他人の個人情報・個人データを 預かっている者の責任

第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）第2節（個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務）では、「個人情報」（法2条1項）の取扱いについて、利用目的の特定（法17条）、利用目的による制限（法18条）、適正な取得（法20条）、取得に際しての利用目的の通知等（法21条）を規定していたところへ、不適正利用の禁止（法19条）を、「個人データ」（法16条3項）の取扱いについて、データ内容の正確性の確保等（法22条）、安全管理措置（法23条）、従業員の監督（法24条）、委託先の監督（法25条）、第三者提供の制限（法27条）を規定していたところへ、漏えい等の報告等（法26条）を新たに設けた。

この規定の仕方からわかるように、不適正利用の禁止と漏えい等の報告等は、個人情報・個人データの適正な取り扱いの問題の1つという位置づけになっている。

これらの規定全体を貫いている考え方は、他人から個人情報・個人データを預かっている者は、預けている本人が自ら自分の個人情報・個人データを守ることができないことを配慮して、終始、誠実に管理しなければならないというものである。

不適正利用の禁止

個人情報取扱事業者は、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により」個人情報を利用してはならない（法19条）という規定は、他人の個人情報を誠実に管理するという観点からす

れば、当然のことである。この条文がなくても、実際の行為態様によっては、不法行為責任を負うことになる可能性はある。その意味ではこの規定は個人情報取扱事業者に対する注意喚起のための規定である。

『ガイドライン（通則編）』*1では、「違法又は不当な行為」について、個人情報保護法その他の法令に違反する行為に限らず、これらの法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいうとしている（39頁）が、ここでの規制目的は個人情報の保護にあるから、これに関係のない法令や制度趣旨に反することは問題にならない。

また、『ガイドライン（通則編）』では、「おそれ」の有無の判断の仕方について、「個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。」とし、具体例として、「個人情報取扱事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、『おそれ』は認められないと解される。」（40頁）としている。

条文の解釈としてはこれでいい、つまり、個人情報保護法違反にはならないとしても、提供（直）後に気づいた場合はどうなのか。実務的には、提供時に気づいていたか提供後に気づいたかが曖昧だったり、後から気づく場合があるだろう。誠実な管理という観点からすると、提供後に気づいたのなら放置してよい

*1：ガイドライン（通則編）参照。

ということにはならない。実害が生じれば、被害者から責任を問われることは必至だ。そうだとすると、提供後に気づいた場合でも、実害が生じないよう最大限の対応努力をすべく、直ちに、提供した第三者に対して提供した個人情報の全部返還、全部抹消を求め、応じない場合には使用禁止の仮処分の申立や個人情報保護委員会への通報などを行うべきである。メールの誤送信の場合、直後に「誤送信だったのでメールを開かないで直ちに削除してください。」というメールが送られて来ることがある。送られた者はメールを開かないで直ちに削除する。昨今はこのようなやりとりは常識になっている。重大な事態であれば尚更だ。

実際に問題となった事例として、官報に掲載される破産者情報が破産者本人に対する違法不当な差別を誘発するおそれがあることが予見できるにもかかわらずデータベース化してインターネット上に公開する場合について、個人情報保護委員会は当該事業者に対して、ウェブサイトを直ちに停止するよう勧告した(2020年7月29日)*2。

漏えい等報告・本人通知の義務化

「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。」(法26条1項本文)とし、本人にも通知又はこれに代わる措置をとるべきこととしている(同条2項)。

個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「施行規則」という)7条では、以下の4類型を規定している。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために

必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失もしくは毀損(以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

上記事態を知った後、速やかに、①概要、②漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目、③前号個人データに係る本人の数、④原因、⑤二次被害又はそのおそれの有無及びその内容、⑥本人への対応の実施状況、⑦公表の実施状況、⑧再発防止のための措置、⑨その他参考となる事項を報告しなければならない(施行規則8条1項)。『ガイドライン(通則編)』では、「知った」時期は、法人の場合はいずれかの部署が知ったときとしているが、いずれか最も早く気づいた部署を基準にするという意味であろう。「速やかに」の日数は、個別事案によるとしつつ、知ったときから概ね3～5日以内としている(61頁)。

他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの委託を受けている場合は、当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知していれば、個人情報保護委員会に報告しなくてよい(法26条1項但書き)。

本人に対して本人の権利利益を保護するために必要な範囲で、上記①②④⑤⑨に定める事項を通知しなければならない(法26条2項本文、施行規則10条)が、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益保護のため必要な措置をとったときは不要である(法26条2項但書き)。

*2: 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」(<https://www.ppc.go.jp/news/press/2020/200729kouhou/>) 参照。

新たな利用形態

第二東京弁護士会会員 水町 雅子 (61期)



2020年改正法では、「仮名加工情報」「個人関連情報」という新しいカテゴリが設けられた。「仮名加工情報」とは個人情報を加工したもので、通常の個人情報よりも内部利用等が容易になる規制緩和の一環で新設された。「個人関連情報」は、情報提供時に提供元にとっては個人データに当たらないものでも提供先において個人データとなる場合に提供規制が強化されるもので、リクナビ事案等を踏まえて新設された。以下詳述する。

1 仮名加工情報

(1) 目的・背景

個人情報を取り扱う際は、本人のプライバシー権その他の権利利益を保護するために、個人情報保護法その他の各種規制に服さなければならない。他方で、現代社会においては個人情報利活用のニーズも高まっており、プライバシー権保護と個人情報利活用の両立を図るための制度が模索されてきた。

2017年改正法（現行法）は、この観点から「匿名加工情報」というカテゴリを設け、個人情報を法定の加工基準で匿名加工した場合に、規制を大幅に緩和し、内部利活用や外部提供を容易にした。しかし、「匿名加工」は一般の想像よりもはるかに加工基準が厳しく、法定の加工基準を満たすことが難しい場合も散見された。また個人情報に対する法規制が厳格なEUにおいても、「仮名化」を行うと若干緩やかな取扱いが認められ、国際的にもその

活用が進みつつある*1。そこで、2020年改正法では、個人情報と匿名加工情報の中間形態ともいえる「仮名加工情報」を新設し、通常の個人情報よりも規制を緩和した。

(2) 加工基準

仮名加工情報の作成時には、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう施行規則で定める基準を遵守する必要がある（法41条第1項）。具体的には、①氏名等、②マイナンバー等の個人識別符号、③不正利用により財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すればよい（施行規則31条）。

①は氏名だけではなく、住所、生年月日、性別等のほか、その情報単体や組み合わせることで特定の個人を識別できる記述等を削除*2する必要がある。②の個人識別符号は、法2条2項で定義されており、身体特徴系符号（DNA、顔、虹彩等をデジタルデータに変換したもののうち施行規則で定める基準に適合するもの）と番号系符号（マイナンバー、免許証番号等の公的機関が割り振る番号）を指す。③の例としては、クレジットカード番号や、送金や決済機能のあるウェブサービスのログインID・パスワード等*3が挙げられる。これに対し、クレジットカード番号の下4桁だけや口座番号は、不正利用されても直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないため、削除しなくてもよいとされている*4。

*1：個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（令和元年12月13日）21ページ参照。

*2：削除ではなく置き換えでも良いが、その場合は元の記述等を復元できる規則性を有しない方法で置き換えなければならない。

*3：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）平成28年11月（令和3年10月一部改正）版」11ページ参照。

*4：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A 令和3年9月10日更新（以下「Q&A」）14-8参照。

(3) 仮名加工情報による規制緩和

仮名加工情報では3点について規制緩和される。1つ目は、利用目的の変更が自由に行える点である。個人情報の場合、予め特定した利用目的の範囲内で目的内利用することが法律の原則である（法18条）。利用目的の変更も可能ではあるものの、変更範囲に制約があり（法17条2項）、変更しにくい状況が続いていた。この点、仮名加工情報であれば、利用目的の変更に制限がないため（法41条9項にて17条2項が適用除外）、あらかじめ特定した利用目的の範囲外でも自由に内部利用できる。もっとも、法的手続としては、利用目的の変更を行った上で、変更後の利用目的を公表等することが必要である（法41条4項にて読み替えて適用される21条3項）。なお、利用目的の変更に制約はないものの、仮名加工情報に含まれる情報を使って、電話、郵便、FAX、電報、電子メール、SMS、住居訪問等を行うことは禁止される（法41条8項）。

規制緩和の2点目として漏えい報告義務が課せられない点が挙げられる。個人データの漏えい等時には当局報告・本人通知が義務付けられるが、仮名加工情報の場合は不要である（法41条9項にて26条が適用除外）。

3点目として開示・訂正等・利用停止等請求の対応が不要になる。保有個人データの場合は、本人はこれらの請求権を保有しているが、仮名加工情報の場合は適用除外されている（法41条9項にて32条から39条までが適用除外）。

(4) 仮名加工情報に対する規制*5

仮名加工情報は提供規制が厳格であり、外部提供できるのは、①法令に基づく場合、②委託、③合併等の事業承継、④共同利用のみである（法41条6項）。容易に外部提供できる匿名加工情報との

明確な差異であるので、十分注意する必要がある。また、仮名加工情報は本人を識別するために他の情報と照合することも禁止されている（法41条7項）。この照合禁止義務は匿名加工情報と同様である。

さらに仮名加工情報であっても、不適正利用の禁止（法19条）、適正取得（法20条1項）、安全管理措置（法23条）、従業者監督（法24条）、委託先監督（法25条）は引き続き適用されるし、利用する必要がなくなった場合の消去（法41条5項）及び苦情処理（法40条）の努力義務も適用される。

2 個人関連情報

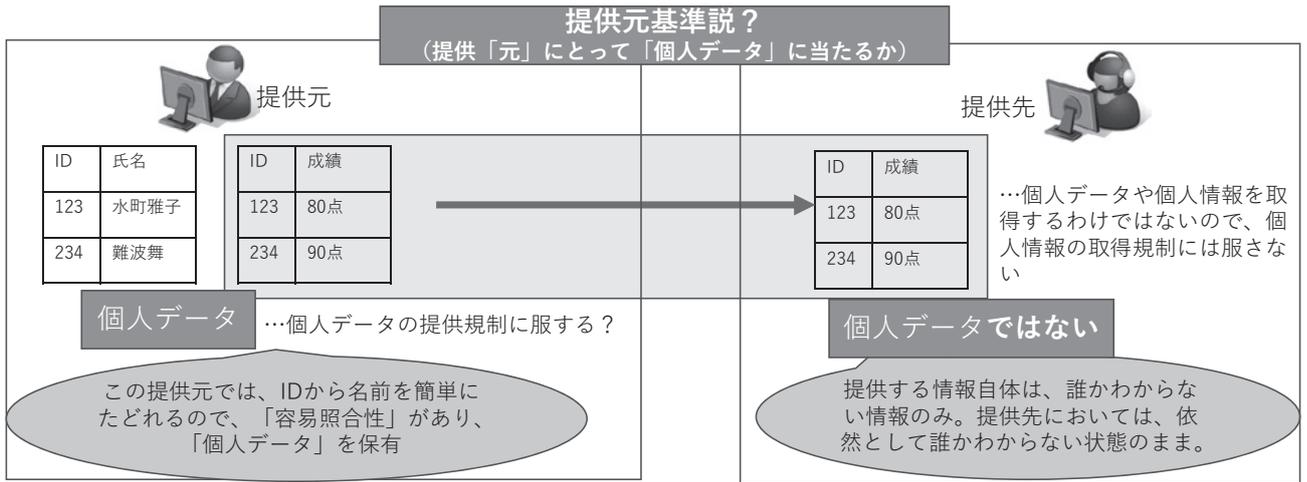
個人データの外部提供は規制されているが、提供情報が個人データかどうかを巡り、現行法及び当局解釈では規制に穴が生じ得る場合が存在した。提供情報が個人データか否かは、提供元を基準に判断される（提供元基準説）。そのため、**図表1**（次頁掲載）では提供情報が提供先にとっては個人データでなくても、個人データの提供に該当する。これに対し**図表2**（次頁掲載）では、提供情報が提供先にとっては個人データであっても個人データの提供に該当しないとも考えられる。実際にリクナビ事案では、**図表2**に類似するスキームが採用されていた*6。

そこで2020年改正法では、「個人関連情報」というカテゴリを新設し、提供元にとって個人情報でなくても提供先において個人データとして取得することが想定されるときは、法令に基づく場合等の法27条1項で認められた場合を除き、提供元に、本人の同意等を確認する義務が課せられた（法31条1項）。

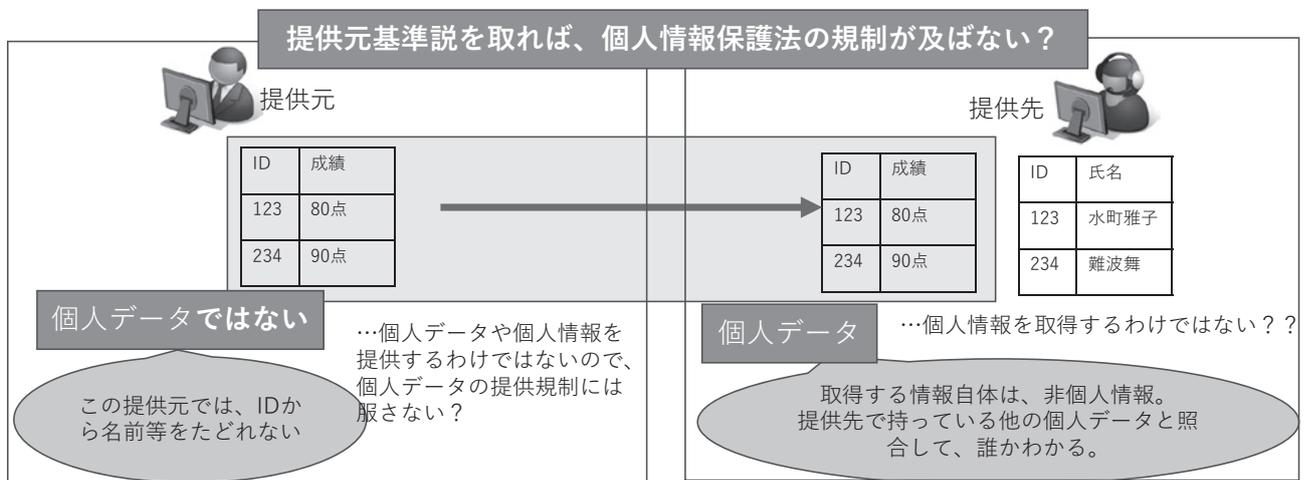
*5：仮名加工情報は、個人情報に該当する場合と該当しない場合があるが、個人情報に該当する場合が多いと考えられるため、本稿では個人情報に該当する仮名加工情報の規制について論じる。

*6：https://www.recruit.co.jp/r-dmpf/05/参照。

図表1 提供元基準説



図表2 提供元基準説の問題点



*筆者作成

column
コラム③

被害者か加害者か～ベネッセ顧客情報流出事件

ベネッセコーポレーションでは2013年12月から顧客情報（子ども・保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日など）が不正に持ち出されるようになり、名簿業者に販売されていた。2014年6月、ダイレクトメールを受け取ったベネッセの顧客から個人情報漏えいの問い合わせが殺到し、ベネッセは大量流出に初めて気づいた。流出していた顧客情報は2000万件を遥かに上回った。7月上旬、ベネッセの社長は記者会見で「情報を流出させたのはグループ社員ではない」「賠償はしない」と発言した。被害者としての気持ちが丸出しだった。気持ちはわかるが、顧客からすればベネッセは顧客の個人データを預かっている立場。それが漏えいしたら、真っ先に謝罪すべきだ。この記者会見は非難を浴び、ベネッセは被害者全員に500円の金券・図書カードなどを配付することにした。それでも、何件もの損害賠償請求訴訟を起こされた。ベネッセが定期的なログチェックをしていれば、異常に気づき、被害はこれほど拡大しなかっただろう。被害の拡大防止に迅速に努めていれば、顧客全体の信頼を大きく損なうこともなかっただろう。

文責：清水 勉（人権擁護委員会委員 情報問題部会部会長）

越境移転（国外への個人データの提供）等

第二東京弁護士会会員 水町 雅子 (61 期)



2020年改正法では、越境移転及び安全管理措置等に係る情報提供義務が新設された。越境移転は海外企業への委託、海外グループ会社への提供以外にも、個人データの取扱いに海外クラウド事業者や日本のクラウド事業者の外国サーバを利用する場合等、広範囲に影響する規制である*1。2020年改正法施行後は、クラウドサービスを利用する際にクラウド事業者やサーバが外国にあるかにも十分留意する必要がある。

1 越境移転時の情報提供義務等 (法28条2・3項)

2017年改正法（現行法）で、個人データの越境移転の規制が設けられ（旧法24条1項）、①本人の同意、②個人情報保護において適切な国（EEA、英）、③適切な提供先（規則で定める基準に適合する体制を整備した事業者）、④旧法23条1項の場合にのみ、個人データを越境移転することができた。2020年改正法では、①本人同意に基づく越境移転では、外国の国名、外国の個人情報保護制度、提供先の個人情報保護措置等を本人に情報提供する義務が課せられた（法28条2項、規則17条）。③適切な提供先への越境移転では、提供元が提供先を定期的に確認等すること、そして本人から求められたら外国の国名、外国の個人情報保護制度、提供先の個人情報保護措置、提供元の確認頻度・方法

等を情報提供する義務が課せられた（法28条3項、規則18条）。なお、外国の個人情報保護制度については個人情報保護委員会にて調査が行われる予定ではあるものの、同委員会では外国制度の確認は提供元の責任において行うべきとの考え方を示している*2。

2 安全管理措置の公表義務等 (法32条)

2020年改正法では、越境移転か否かにかかわらず、公表等事項の拡充も図られた。すなわち、安全管理措置の公表等（施行令10条1号）、そしてプロファイリング等を行う場合は本人が予測・想定できるような利用目的の特定が必要である*3。前者の安全管理措置には、通常の組織的・人的・物理的・技術的対策等のほか、外国で個人データを取り扱う場合は当該外国の個人情報保護制度等を把握することも含まれる*4。

多くの民間事業者においてはプライバシーポリシーにて対応するものと考えられるが、法的にはプライバシーポリシーの公表が必ず求められるわけではなく、本人の知り得る状態に置くことが求められている。具体的にはホームページ掲載、パンフレット配布、本人の求めに応じた遅滞ない回答等、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことが必要である*5。

*1：クラウドが外国の場合、法28条2・3項の観点からは情報提供が不要な場合もあるが、法32条の観点からは国名等の把握・情報提供が必須となる（Q&A 10-25参照）。

*2：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示案」に関する意見募集結果A136等参照。

*3：ガイドライン（通則編）31-32ページ参照。

*4：ガイドライン（通則編）175ページ参照。

*5：ガイドライン（通則編）120ページ参照。